

平成30年8月20日(月)10時30分～

交通政策審議会海事分科会船員部会

海上旅客運送業最低賃金専門部会

【鈴木労働環境対策室長】 定刻前ではございますが、皆様おそろいになりましたので、ただいまから交通政策審議会海事分科会船員部会海上旅客運送業最低賃金専門部会を開催させていただきます。

事務局を務めさせていただきます海事局船員政策課の鈴木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。部会長が選任されるまでの間、議事を進めさせていただきます。

初めに、本専門部会の設置経緯につきましてご報告させていただきます。

本専門部会は、本年7月12日付諮問第310号「船員に関する特定最低賃金（全国内航鋼船運航業最低賃金及び海上旅客運送業最低賃金）の改正について」によりまして、海上旅客運送業最低賃金の改正に関する諮問を受けて、当該事項の調査・審議を行うため設置されたものでございます。

これに伴い、船員部会運営規則第12条第5項の規定に基づき、船員部会長から本専門部会の委員6名の指名がございました。本専門部会委員の名簿は、お手元資料の2枚目のおりでございます。

それでは、本日ご出席いただいております委員の方々をご紹介します。

まず、公益を代表する委員として、庄司委員でございます。

【庄司委員】 庄司です。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 野川委員でございます。

【野川委員】 野川でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 関係船員を代表する委員として、住委員でございます。

【住委員】 住でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 平岡委員でございます。

【平岡委員】 平岡でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 関係使用者を代表する委員として、江口委員でございます。

【江口委員】 江口でございます。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 黒瀬委員でございます。

【黒瀬委員】 黒瀬でございます。

【鈴木労働環境対策室長】 続きまして、海事局内航課及び事務局の船員政策課からの出席者につきまして、自己紹介をさせていただきます。

【上野旅客航路活性化推進専門官】 海事局内航課の上野と申します。よろしくお願いいたします。

【三輪田船員政策課長】 船員政策課長の三輪田でございます。よろしくお願いいたします。

【土居船員政策課長補佐】 船員政策課で課長補佐をしております、土居と申します。よろしくお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 船員政策課の長岡です。よろしくお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 本日の出席者につきましては以上でございます。

本日は、委員6名中6名、皆様のご出席となりますので、船員部会運営規則第13条において準用いたします同規則第10条第1項の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

続きまして、配布資料の確認をさせていただきます。

皆様お手元の資料でございますけれども、資料の番号は、縦置き資料は右上に、横置き資料は横置きに見て右上に、それぞれ記載してございます。また、それぞれの資料の下には、通し番号でページをつけているところでございます。

議事次第、委員名簿、配布資料一覧、その次からが議題の資料となります。まず資料1として、「交通政策審議会への諮問について」が1枚、資料2として、「海上旅客運送業最低賃金」の公示文が2枚、資料3といたしまして、「国内旅客輸送業の概要」が表紙を含めまして4ページから8ページまでの5枚、資料4といたしまして、「最低賃金適用対象事業者数、船舶数及び船員数」が1枚、資料5として、「海上旅客運送業船員賃金実態調査」が1枚、資料6として、「海上旅客運送業の最低賃金の改正状況」が1枚、資料7として、「海上旅客運送業に係る労使間協定賃金」が12ページから14ページまでの3枚、資料8といたしまして、「最低賃金の改正に係る参考資料」が、表紙を含め15ページから23ページまでの9枚、最後に資料9といたしまして、「使用者委員提出資料」が表紙を含め2枚となります。

資料は以上でございますが、皆様、資料は行き届いておりますでしょうか。よろしくうございますでしょうか。

それでは、議事次第に従いまして、議事を進めさせていただきます。

まず、議題1「専門部会長の選任について」でございますが、船員部会運営規則第12条第6項によりまして、本専門部会に属する交通政策審議会委員及び公益を代表する臨時委員のうちから選任することとされております。いかが取り計らいましょうか。

よろしく願いいたします。

【江口委員】 野川委員にお願いしたいと思います。

【鈴木労働環境対策室長】 ただいま江口委員から、野川委員を専門部会長にとのご推薦がございましたが、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【鈴木労働環境対策室長】 ありがとうございます。それでは、野川委員に専門部会長をお願いすることといたしまして、今後の議事の進行につきましては専門部会長にお願いしたいと存じます。

それでは、野川専門部会長、どうぞよろしく願いいたします。

【野川部会長】 ただいま専門部会長に選任されました野川でございます。ご参集の皆様のご協力のもとに、審議が円滑に進むよう努力をしておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは早速、議事を進めてまいります。

議題2「海上旅客運送業最低賃金を取り巻く状況について」でございます。初めに、諮問の趣旨につきまして、事務局よりご説明をお願いいたします。

【三輪田船員政策課長】 それでは、諮問の趣旨についてご説明申し上げます。

本年度、平成30年度につきましては、詳しくは後ほどご説明いたしますけれども、春闘におけます組織船員の賃金水準や消費者物価指数の動向なども勘案いたしまして、諮問を行うことといたしました。

このため、本専門部会におきましてご審議いただき、船員部会に審議結果をご報告いただけますようお願い申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

ただいまのご説明につきまして、質問等ございますでしょうか。

よろしければ、次に移ります。

関係船員及び関係使用者の意見聴取に関する官報公示の結果につきまして、事務局よりご報告をお願いいたします。

【長岡労働環境技術活用推進官】 関係船員及び関係使用者の意見聴取につきましては、最低賃金法第37条第3項において準用する同法第25条第5項の規定に基づきまして、本年8月1日付の官報に公示し、意見の提出を求めました。

8月15日の期限までに意見の提出はございませんでしたので、ご報告申し上げます。

【野川部会長】 ありがとうございます。

それでは続きまして、資料3「国内旅客輸送業の概要」につきまして、海事局内航課からご説明をお願いいたします。

【上野旅客航路活性化推進専門官】 海事局内航課の上野と申します。日ごろより国内旅客船事業へのご協力を賜り、誠にありがとうございます。この場をおかりしてお礼を申し上げます。

それでは、資料3「国内旅客輸送業の概要」について説明させていただきます。

資料を1枚おめくりください。旅客船事業の業種別推移でございます。

旅客船事業については、全体について、2018年4月1日現在、965事業者により1,798航路が運営されている状況でございます。一般旅客定期航路事業については、黄色い棒グラフでございますが、昨年と比べ、若干ですが減少しておりますが、航路数についてはほぼ横ばいございました。旅客不定期航路事業については、事業者数、航路数ともに増加しております。

1枚おめくりください。旅客輸送実績でございます。

平成28年の実績については、現在集計中でございますので、申しわけございませんが、平成27年度の実績が最新のものとなります。旅客船全体の輸送人員では8,746万人となり、前年度比0.5%減少しております。一方で、輸送人キロについては32億人キロとなり、前年度比4.4%増加しております。そのうち一般旅客定期航路の輸送人員及び輸送人キロについては、ここ2年間、増加傾向にございます。旅客不定期航路についてはそれぞれ減少しております。

1枚おめくりください。自動車航送旅客船事業、つまりフェリーによる車両輸送実績でございます。

平成27年度の実績について、トラック台数については378万8,000台となり、前年度比1.6%増、台キロベースでも前年度比5.2%増の9億3,900万台キロとなっております。乗用車・その他の輸送台数は微減、台キロベースでは微増となっております。

1枚おめくりください。すみません、このページは一部、誤りがございましたので、修

正をお願いいたします。営業収入の合計の欄の2015年度ですが、現在、241,382となっておりませんが、241,941に修正をお願いいたします。

説明に戻ります。旅客船事業全体の営業収入、つまり売り上げでございますが、前年度よりも108億円増加しております。また、営業損益、経常損益ともに4年連続で黒字となっております。航路事業別に見ますと、旅客船事業全体の9割以上を占める一般旅客定期航路事業については、4年連続で損益が黒字となっております。

非常に雑駁でございますが、国内旅客輸送事業の概要の説明を終わります。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

よろしければ、内航課専門官は所用により、これで退席をされます。

それでは、次に移りたいと存じます。

資料4から資料8につきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

**【長岡労働環境技術活用推進官】** それでは、船員政策課の長岡よりご説明をさせていただきます。

資料4、下のページ番号でいいますと、9ページからになります。こちらをごらんいただきたいと思えます。海上旅客運送業のうち、国土交通大臣が決定します最低賃金適用対象事業者数、また、船舶数及び船員数の平成30年4月1日現在のデータでございます。

各運輸局ごとにまとめたデータでございまして、一番下の計をごらんいただければと思えます。平成30年4月1日現在と前年を比較して見てまいりますと、事業者数が75でございまして、対前年で2事業者減ってございます。船舶数でございますけれども、127で、4隻減っている状況でございます。船員数につきましては3,780人ということで、28人減ってございます。また、一番右でございますが、組織船員数ということで、船員数の内数で記載させていただいてございます。3,642人ということで、30人減っている状況でございます。ちなみに、組織率で申し上げますと96.3%でございます。

次のページをごらんいただければと思えます。海上旅客運送業船員賃金実態調査でございます。

本調査でございますが、最低賃金の適用を受ける船舶のうち、未組織船に乗り組む船員に対しまして、平成30年5月に支給された賃金の実態について調査したものでございます。調査で回収をいたしました11隻、職員82人、部員52人について集計したもので

ございます。

上の表が職員のものでございまして、賃金が最も高かった者ということで、年齢43歳、賃金の計が71万1,000円となっております。賃金が最も低かった者が、26歳の方で24万5,000円、最低賃金と比較しますと、950円高い形になってございます。さらに、事務部職員につきましては、40歳の方で20万5,400円、最低賃金と比較しますと、1万450円高い形になってございます。平均で見ますと48.8歳でございまして、賃金計でございまして、39万8,550円という形になってございます。

下の部員の表のご説明をさせていただきます。賃金が最も高かった者が、61歳の方で42万2,000円でございます。賃金が最も低かった者が、19歳の方で19万6,950円、最低賃金と比較しますと1万1,350円高い形になります。平均で見ますと、53.4歳、賃金額が26万1,452円になります。

次のページをごらんください。資料6でございましてけれども、海上旅客運送業の最低賃金の改正状況、これまでの改正の経緯について記載したものでございます。

海上旅客運送業の最低賃金でございまして、昭和49年に制定されてございまして、当初は、一番左の列の「職員」と一番右の列の「部員」の2区分で分かれてございました。それが昭和55年に、真ん中の「事務部職員」というものが追加されているところでございます。一番左側は、諮問を行った年度を示してございます。

例えば、平成18年に3つバーが並んでございますが、こちらは諮問をした年でございましてけれども、額の改定がなかったものをバーで示させていただいているものでございます。

一番下の29年というのが、昨年度改定されました現行の最低賃金額になります。職員で見ますと、一昨年と比べまして1,000円上昇してございまして24万4,050円、事務部職員につきましては、一昨年と比べまして1,000円上昇で18万9,950円、部員を見ますと、一昨年と比較して1,000円上昇して18万2,600円という形になってございます。

次のページをごらんください。資料7でございまして。横置き資料で、こちら調査物の資料のご説明でございまして。関係労使合意のもとで、19の事業者を対象に賃金実態を調査したものでございます。

本表の賃金でございまして、仮に船員未経験者の方で、一番若くして乗船しまして、1か月間フルに乗船した場合の最低賃金の対象となる、恒常的に必ず毎月支払われる賃金を

比較したものでございます。表の右から3つ目の区分の、「合計」とありますけれども、この賃金の合計が、最低賃金比較となる合計額となっております。その右側の最低賃金の差という欄がございまして、黄色でマークしているものが、19社のうち最も低い賃金額をお示ししてございます。

12ページにつきましては職員の表でございしますが、F社が最も低くなってございます。賃金額でいきますと24万3,949円で、最低賃金との額が101円低いという形でお示ししてございます。

次のページが、事務部職員の表でございまして、こちらは6社を比較した表でございまして、最も低い賃金としましては、C社になってございます。賃金額の合計で19万3,110円、最低賃金額との差が、3,160円高いという状況になってございます。

次のページに参ります。こちらは部員の表になります。こちらも19社を比較したものでございます。最も低い賃金といたしましては、R社になってございます。賃金の合計が18万2,360円で、最低賃金額との差が240円低い状況になってございます。

こちらの表は、最低賃金額との、低い額が出ておりますけれども、あくまで協定賃金の額を仮定した形で算出していただいているものでございまして、実勢で払う場合には、最低賃金額でお支払いいただくというものになります。

ここからは今度、資料8をご説明させていただきたいと思っております。最低賃金の改正に係る参考資料となっております。

1枚おめくりいただきまして、16ページをごらんいただければと思っております。海上旅客運送業最低賃金決定状況ということで、ここでは各地方運輸局長が決定する最低賃金の今現在の最低賃金額をあらわしてございます。

最も額の高いところでいきますと、関東と沖縄で職員がそれぞれ24万4,050円、部員で18万2,600円、本省の最低賃金額と同額となっております。逆に、最も低いところを見てまいりますと、職員ですと東北で24万2,100円、部員でまいりますと最も低いところは中国と四国でございまして、17万4,360円となっております。

次のページをごらんください。17ページで、費目別、世帯人員別標準生計費でございまして、平成30年4月現在のものでございます。この資料は、費目別に世帯人員単位での標準的にかかる生計費を比較したものととなっております。

次に、18ページでございしますが、消費者物価指数の10大費目を比べたものでございます。本表でございしますが、平成27年の物価指数を100といたしまして、各年ごと、

各月ごとの推移をまとめたものでございます。

一番左の欄の「総合」で見てまいりますと、各年ごとでございますけれども、平成27年に一旦プラスになってございまして、28年に若干減少いたしました。平成29年にはまたプラスに転じているところでございます。各月の部分で見ますと、平成29年4月からは100ポイントを超える数値で推移しているところが見てとれるかと思っております。

次に、19ページでございます。こちらは陸上労働者の関係の最低賃金でございます。

決定方式が、産業別最低賃金の決定件数、適用使用者数及び適用労働者数でございます。1の表中の(2)産業別最低賃金というものが、特定最低賃金という区分になってございます。決定件数で233件、適用労働者数で323万5,800人、昨年に比べまして4万9,900人増加しているという状況になってございます。

次のページをごらんください。20ページでございますが、地域別・産業別最低賃金の全国加重平均額でございます。

平成29年度の現行額を見てまいりますと、地域別最低賃金では848円となっております。対前年で25円アップしてございます。アップ率にしますと3.04%になります。その下の段でございますが、産業別最低賃金の合計で見てまいります。全国の加重平均で868円になっています。前年と比較しまして14円のアップでございまして、アップ率にしますと約2%になってございます。

次のページに移っていただきまして、21ページは、地域別最低賃金額改定の目安の推移となっております。

地域別最低賃金は都道府県ごとに定められておりますけれども、まずは中央で目安額を示すこととなっております。本年も7月に目安額の答申が出されておりますので、一番下の欄でご紹介をさせていただきます。平成30年度のものでございますが、答申の内容となっております。AからDの4つの区分に分かれております。こちらは各都道府県の実体経済に基づいて区分をされているところでございます。

ちなみに、次のページをごらんいただきますと、AからDの具体的な都道府県の区分がわかる状況になってございます。

一旦、21ページに戻っていただきまして、各ランクごとに、最低賃金額であります時間額、軸は時間額で決定しているわけでございますけれども、その引き上げ額の改正の目安をお示ししてございます。まず、Aランクが27円、Bランクが26円、Cランクが2



5円、Dランクが23円でございますが、こちらのアップ額を加重平均いたしますと26円のアップ額となります。アップ率でお示ししますと、3.1%ということでございます。

次の22ページが地域別最低賃金額の一覧でございますが、右側の29年度の最低賃金額で見てまいりますと、最も高いところで、東京で958円、逆に、最も低い最低賃金額でまいりますと、D欄の高知の欄から以下8件になりますけれども、737円が最も低い賃金額となります。この最低賃金額の最も高いところと最も低いところの差は221円となっております。

次の23ページ、こちらで私からの説明は最後でございますが、給与勧告の実施状況ということで、人事院勧告の状況をあらわしてございます。平成26年以降、ベアが続いてございまして、今年度は8月10日にございまして、ベア率は0.16%の上昇でございます。

資料の説明は以上でございます。どうぞご審議のほうをよろしく願いたします。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、ご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは続きまして、使用者側委員から資料の提出がございましたので、使用者委員より資料の説明をお願いしたいと存じます。よろしく願いたします。

**【江口委員】** 資料のご説明を申し上げます。

日本旅客船協会労務部会労務対策委員会、17社ございますが、そのうちの、前年度ベースアップを行った会社について調べたところ、5社がございました。その5社は、大型カーフェリーと比べると安いということをお出ししている提出資料でございます。

それだけです。

**【野川部会長】** ありがとうございます。

ただいまの使用者側の提出資料につきまして、何かご質問ございますでしょうか。

よろしゅうございますか。ありがとうございます。

それでは次に、議題3「海上旅客運送業最低賃金の改正について」の検討に入りたいと存じます。

ただいま、るるご説明いただきましたが、それを踏まえまして、本年度、平成30年度の最低賃金の改正について、ご意見を伺いたいと思います。これからは率直に双方のご意見を伺いますので、どうぞよろしく願いたします。

平岡委員。

【平岡委員】 全日本海員組合、平岡でございます。

まず最初に、海上旅客最低賃金ですけれども、旅客船業界におきます最低の水準でありまして、業界を取り巻く一つの基準であると我々のほうは思っております。旅客船においても内航と同様に、最近では船員不足が顕著になってきているというような状況でございます。また、陸上諸産業が労働力不足になっている中で、優秀な若者を確保するために、陸上との競争は避けては通れないというような状況にあるということでございます。船員という職業につきましては、海上労働という特殊性を考慮すれば、陸上よりもその改善が求められるところであります。

ちなみに、陸上の最低賃金でございますけれども、先ほど事務局のほうから説明がありましたように、既に、3.01%引き上げの全国平均で26円と、昨年よりも1円アップというような状況で決着しております。また、陸上諸産業におきましても、今年度の春闘についてはベアを実施されていることや、海員春闘におきましても、昨年以上のベアが実施されているような状況でございます。また、消費者物価指数も上昇傾向にありますし、総合的に判断すれば、最低賃金は改善する必要があるかと思っております。

【野川部会長】 今、労働側から、一般的な最低賃金改善の方向へのご意見がございました。いかがでしょうか。

江口委員。

【江口委員】 日本旅客船協会で調査した資料が、毎年お話をしておりますけれども、ここがございます。その実態調査に基づいてご報告したいと思います。一般旅客定期航路事業者の偽らざるところの経営状況をお話ししたいと思います。

平成30年度一般旅客定期航路事業の経営状況実態調査の集計結果は、アンケートは正協会員たる347社で行いまして、実施期間は平成30年4月、回答会員数は211社、回収率が61%でございました。

その中で、黒字会社の比率は46%から42%へ減少しております。前年度に比べてよくなったとする会社は、これも減少しております、29%から25%、悪化したとする会社は増加いたしております、36%から38%、売り上げは、よくなった会社が24%から37%でしたけれども、経費は、よくなった会社が減少し、悪化した会社が27%と大幅に増加しております。これは経営上の問題として、燃料高騰が、燃料油の価格の上昇による経営の悪化ということが認められました。

ということをもって、今回の最低賃金の部会に臨みたいと思っております。以上です。

【野川部会長】 経営側、船主側からは、大変厳しい状況であるという認識をお示しいただきました。いかがでしょうか。

住委員。

【住委員】 抜本的な考え方として、最低賃金の引き上げ、この最低の賃金ラインを引き上げる必要性は、先ほどもお話でありましたけれども、陸上産業、それから他産業と比べて、それ以上に引き上げることによって初めて海運業界、船員としての地位や魅力が引き上がっていくのではないかと考えるところでもあります。もちろん、賃金だけではありませんけれども、賃金を引き上げたことによって、労働者が減っていくということはまずないかと考えます。この海運業界、関係者は共通の認識でございますけれども、なくてはならない業界という状況の中で、それを担う船員の労働諸条件、他産業への流出を防ぐために、最低限のラインは高く設定していく必要があると考えています。

その上で、先ほど経営側の現状、窮状を述べられましたけれども、そういった経営論のコストとは切り離して、最低賃金の引き上げに関してきっちり検討していく必要があるのではないかと考えています。そういったもろもろのことを考えていけば、今回の最低賃金の引き上げというところは必要不可欠だということを、改めて主張させていただきたいと思えます。

以上です。

【野川部会長】 ありがとうございます。いかがでしょうか。

平岡委員。

【平岡委員】 江口委員のほうから、旅客船業界の厳しい状況というようなお話があるわけでございますけれども、一番の大きな要因は、燃料油の高騰が大きいという話をされますけれども、では、例えば燃料油が大幅に値下がったときに、最低賃金を大幅に上げたかということにつながらないと私は思っております。

いずれにいたしましても、最低賃金ですから、あくまでもこの旅客船の業界で働く人の賃金を決めるところでございますので、燃料油の高騰、これは無視はできないと思えますけれども、では、下がったときにどれだけ上げたのか、下がっているとき、安定しているときだって最低賃金は上がっていないというような状況があるということですよ。

いずれにいたしましても、我々が言いたいのは、陸上との差がどんどん縮まってきているということがありますので、その辺については、しっかり業界のほうも認識を持っていただきたいと思います。

【野川部会長】 いかがでしょうか。

一般的には、船員がおっしゃっているように、全体として今、賃上げの傾向にあるという社会の状況と、それから人材の確保という観点はあると思います。今、船員の供給は必ずしも良好ではございませんので、そういった中で、最低賃金を引き上げるといったことの重要性が指摘されましたが、他方で、業界としては、今、数字を上げてご説明いただきましたが、大変厳しい状況にあって、収益が必ずしも思うように上がっていないということで、それを反映した対応をしてほしいということでございまして、双方、それぞれ理由のあるご意見でございしますが、もう少し、いかがでしょうか。今の一般的なご主張を踏まえて、何かご指摘がありましたらお願いいたします。

【平岡委員】 ないですが。

【野川部会長】 江口委員。

【江口委員】 先ほど部会長から言われたとおり、経営状態が厳しいところであるということをご理解の上、お互いの数字を合うところまで、合致するところまで話し合いたいと思います。

以上です。

【野川部会長】 そういたしましたら、この場ではかなり抽象的なご意見の交換ということになっておりまして、必ずしも、幾ら上げろとか、あるいは全く上げられないとか、そういった具体的なご主張はございません。そこで、双方の意見について、もう少し具体的な形での歩み寄りを進めていただきたいと思いますので、一旦、この場はクローズいたしまして、労使委員の間で率直なお話をしていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、あまり時間はとれませんが、20分ぐらいを目安にお願いしたいと存じます。

それでは、部屋をご用意してありますので、よろしくお願いいたします。

( 中 断 )

【野川部会長】 お疲れさまでした。

それでは、話し合いの結果につきまして、どちらからでも結構ですので、ご報告をお願いいたします。

平岡委員。

【平岡委員】 お時間をいただき、大変ありがとうございました。

先ほど、労使でけんけんかくかくと話をいたしました。我々には我々の主張があります

し、その辺のところでは使用者側に話をするわけですが、使用者側には使用者側の言い分があるということで、論議は平行線ということでございます。ただ、改善する必要性はあろうかということについては、労使双方の共通認識であると思っております。

ただ、いずれにいたしましても、水準的な話になりますと、当初、江口委員が言われたように、旅客船の状況とか、その辺のところは全面的に押し出されるというような状況ですが、それはそれとして、我々は我々の主張があるということで協議しましたが、なかなか水準について折り合わなかったというのが現状です。まだ時間がかかろうかと思っております。

【野川部会長】 使用者側、いかがですか。

【江口委員】 私どもも、平岡委員、それから住委員と随分、意見を重ねてまいりましたけれども、確かに平岡委員が言われるように、私たちも改善する余地はあろうかと思っておりますが、数字を出し合いますと、相当まだ乖離があるというところで、今のところ平行線でございますという報告をいたします。

【野川部会長】 ありがとうございます。

お話し合いいただきましたが、本日の専門部会では結論は得られなかったということで、さらに話し合いを進めたほうが、よりよい結論が得られるだろうと思います。

今後、なお、この場でなくても、労使で率直なお話し合いを続けて、詰めていただいた上で、再度、それを踏まえて、この専門部会を開催して結論を得たいと存じますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【野川部会長】 ありがとうございます。それではそのようにしたいと存じます。

これで、本日の予定された議事は終了いたしました。事務局よりお願いいたします。

【鈴木労働環境対策室長】 それでは、次回の本専門部会の日程でございますが、来月9月13日、木曜日の10時から、場所は本日とは異なりまして、総務省の入っております建物2号館の14階の会議室を予定しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

事務局からは以上でございます。

【野川部会長】 それでは、海上旅客運送業最低賃金専門部会をこれで閉会いたします。

本日はありがとうございました。

— 了 —